別表一の二の記載要領第七号を次のように改める。

7　「⑿の15%、17%又は19%相当額　⒁」の欄は、租税特別措置法第42条の３の２（中小企業者等の法人税率の特例）の規定の適用を受ける場合において「所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）　(1)」の欄の金額が10億円（当該事業年度が１年に満たない場合には、10億円を12で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この号及び第９号において同じ。）以下であるときは「、17%又は19%」を消し、同条の規定の適用を受ける場合において同欄の金額が10億円を超えるときは「15%、」及び「又は19%」を消し、その他の場合には「15%、17%又は」を消すこと。

別表一の二の記載要領第八号中「欄の記載に当たつては」を「欄は」に改め、同第九号を次のように改める。

9　「⑶の15%、17%又は19%相当額　⑶」の欄は、租税特別措置法第42条の３の２の規定の適用を受ける場合において「所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）　㉑」の欄の金額が10億円以下であるときは「、17%又は19%」を消し、同条の規定の適用を受ける場合において同欄の金額が10億円を超えるときは「15%、」及び「又は19%」を消し、その他の場合には「15%、17%又は」を消すこと。

別表一の二の記載要領第十号中「欄の記載に当たつては」を「欄は」に改める。

別表三の二の表中

中小企業者等以外の法人 （別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「36」）－（別表六(六)「９の②」＋「９の④」から「９の⑦」までの合計＋「９の⑮」から「９の⑰」までの合計＋「９の㉗」から「９の㉙」までの合計）	中小企業者等以外の法人 （別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「36」）－（別表六(六)「９の②」＋「９の③」＋「９の⑤」から「９の⑧」までの合計＋「９の⑯」から「９の⑱」までの合計＋「９の㉗」から「９の㉙」までの合計）
中小企業者等 （別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「36」）－（別表六(六)「３」＋「９の②」から「９の⑦」までの合計＋「９の⑩」から「９の⑬」までの合計＋「９の⑮」から「９の㉒」までの合計＋「９の㉗」から「９の㉙」までの合計）	中小企業者等 （別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「36」）－（別表六(六)「３」＋「９の②」から「９の⑧」までの合計＋「９の⑪」から「９の⑭」までの合計＋「９の⑯」から「９の⑳」までの合計＋「９の㉕」から「９の㉙」までの合計）

を

に改め、同表の記載要領第四号中「同条第18項」を「同法第42条の４の２第２項（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」に、「又は同法」を「、同法」に改め、「規定する使途秘匿金の支出がある場合」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第18項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）において準用する同条第８項第６号ロ若しくは第７号の規定の適用がある場合」を加え、同号(3)及び(4)を次のように改める。

(3)　「中小企業者等以外の法人（別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「36」）－（別表六(六)「９の②」＋「９の③」＋「９の⑤」から「９の⑧」までの合計＋「９の⑯」から「９の⑱」までの合計＋「９の㉗」から「９の㉙」までの合計）　㉒　の欄の記載に当たつては、「別表一「５」」の金額から別表六(九)付表「40」及び「45」並びに別表六(十二)付表二「19」及び「24」の金額を控除して計算すること。」

(4)　「中小企業者等（別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「36」）－（別表六(六)「３」＋「９の②」から「９の⑧」までの合計＋「９の⑪」から「９の⑭」までの合計＋「９の⑯」から「９の⑳」までの合計＋「９の㉕」から「９の㉙」までの合計）　㉓　の欄の記載に当たつては、「別表一「５」」の金額から別表六(九)付表「40」及び「45」の金額を控除して計算すること。」

別表三の二の記載要領第五号中「第42条の12の５第３項」を「第42条の12の５第２項」に改める。

別表三の二付表一の表中

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 （別表十(三)「43」）	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 （別表十(三)「47」）

を

に、

特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額 （別表十(七)「18」＋「20」）	特定事業活動として株式の取得をした場金算入額 （別表十(七)

を